

国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則等の一部改正について（案）

1. 改正理由

リサーチ・アドミニストレーター及び特任専門職に関し、業務の遂行上必要と認める場合は、通算雇用契約期間が5年を超える雇用契約の更新が可能となるよう所要の改正を行うもの。

2. 改正規則

- 1) 国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則
- 2) 国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則
- 3) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員の無期労働契約への転換に関する規則

3. 主な改正内容

1) 国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則

- (1) 雇用契約に係る合計の期間の上限についての例外規定を定める。(第4条第3項)
- (2) 5年を超えて雇用される場合の雇用契約の期間を年度単位と定める。(第4条第4項)

2) 国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則

- (1) 雇用契約に係る合計の期間の上限についての例外規定を定める。(第4条第3項)
- (2) 5年を超えて雇用される場合の雇用契約の期間を年度単位と定める。(第4条第4項)

3) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員の無期労働契約への転換に関する規則

- (1) 対象となる規則を追加する。(第1条関係)

4. 施行日等

改正日 役員会承認日

施行日 令和4年6月1日

国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則 (改正案) 【該当箇所のみ抜粋】

平成28年3月3日制定
最終改正 令和4年 月 日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。）第2条第8項の規定に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用するリサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）の就業に関する事項を定めるものとする。

<略>

第2章 採用等

(雇用契約の期間等)

第4条 雇用契約の期間は、3年を超えない範囲で、URAごとに定める。

2 本学の業務遂行上の必要がある場合は、雇用契約を更新することがある。

3 前2項の規定による雇用契約の合計の期間は、通算して5年を超えないものとする。ただし、本学が業務の遂行上必要と認め、人事委員会の審査によって承認された場合は、この限りでない。

4 前項のただし書きにより、5年を超えて雇用される場合の雇用契約の期間は、一の会計年度(4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。)を限度として、1日から12月の範囲内で定めるものとする。

4.5 前第3項の雇用契約の合計の期間には、当該雇用契約前において、この規則又はこの規則以外の本学の規則に基づき、本学に期間を定めて雇用されていた期間（以下「雇用契約等期間」という。）を含むものとする。ただし、本学との間で締結された一の雇用契約等期間が満了した日と本学との間で締結されたその次の雇用契約等期間の初日との間にこれらの雇用契約等期間のいずれにも含まれない期間（以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が6月以上（空白期間前の雇用契約等期間が1年に満たない場合にあっては、当該雇用契約等期間の2分の1の期間（その期間に1か月未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）以上）であるときは、当該空白期間前に満了した雇用契約等期間は、前第3項の雇用契約の合計の期間に含まないものとする。

<略>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

平成20年9月11日制定
最終改正 令和4年 月 日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。）第2条第4項の規定に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）に期間を定めて雇用する特任専門職の就業に関する事項を定めるものとする。

<略>

第2章 採用等

(雇用契約の期間等)

第4条 雇用契約の期間は、3年を超えない範囲で、特任専門職ごとに定める。

2 本学の業務遂行上の必要がある場合は、雇用契約を更新することがある。

3 前2項の規定による雇用契約の合計の期間は、通算して5年を超えないものとする。ただし、本学が業務の遂行上必要と認め、人事委員会の審査によって承認された場合は、この限りでない。

4 前項のただし書きにより、5年を超えて雇用される場合の雇用契約の期間は、一の会計年度(4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。)を限度として、1日から12月の範囲内で定めるものとする。

~~4.5~~ 前第3項の雇用契約の合計の期間には、当該雇用契約前において、この規則又はこの規則以外の本学の規則に基づき、本学に期間を定めて雇用されていた期間（以下「雇用契約等期間」という。）を含むものとする。ただし、本学との間で締結された一の雇用契約等期間が満了した日と本学との間で締結されたその次の雇用契約等期間の初日との間にこれらの雇用契約等期間のいずれにも含まれない期間（以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が6月以上（空白期間前の雇用契約等期間が1年に満たない場合にあっては、当該雇用契約等期間の2分の1の期間（その期間に1か月未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）以上）であるときは、当該空白期間前に満了した雇用契約等期間は、前第3項の雇用契約の合計の期間に含まないものとする。

<略>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

国立大学法人京都工芸繊維大学職員の無期労働契約への転換に関する規則 (案) 【該当箇所のみ抜粋】

平成29年9月28日制定

最終改正 令和4年 月 日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則（平成16年4月1日制定）第4条第3項ただし書の規定、国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則（平成23年3月31日制定）第4条第3項ただし書の規定、国立大学法人京都工芸繊維大学非常勤講師就業規則（平成26年1月23日制定）第4条第3項ただし書の規定~~又は~~、国立大学法人京都工芸繊維大学特定教職員就業規則（平成28年3月3日制定）第4条第3項ただし書の規定、国立大学法人京都工芸繊維大学リサーチ・アドミニストレーター就業規則（平成28年3月3日制定）第4条第3項ただし書の規定又は国立大学法人京都工芸繊維大学特任専門職就業規則（平成20年9月11日制定）第4条第3項ただし書の規定により、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）との間における雇用契約の合計の期間が通算して5年を超えた者（以下「無期労働契約候補者」という。）の無期労働契約への転換に関し必要な事項を定めるものとする。

<略>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。